

保護者の皆様へ

京都市役所幼保総合支援室
区役所・支所子どもはぐくみ室

令和7年9月以降の保育料に関するお知らせ

- ◆ **令和7年9月分**保育料（利用者負担額）から、**令和7年度市民税額**に基づく計算に切り替わります。
- ◆ **保育料の金額や階層に変更のある方**にのみ通知します。
- ◆ 9月分の保育料については、税年度切替えにより通知発行に時間を要するため、**10月8日頃に通知**いたします。
- ◆ 保育園（所）にお通いの方について、**9月分**保育料の**口座振替日は10月15日（水）**です。その他の施設を利用されている場合は、施設によって納付日が異なりますので御注意ください。

○ 保育料算定の基準となる市民税額の年度切替について

令和7年4月分～令和7年8月分	令和7年9月分～令和8年8月分
令和6年度の市民税額で算定 （税額通知は令和6年6月）	令和7年度の市民税額 で算定 （税額通知は令和7年6月）

※ 3～5歳児の全児童（満3歳で1号認定を受け、年度途中で認定こども園の幼稚園部分に入園される方を含む）と0～2歳児の市民税非課税世帯、世帯内第2子の児童の保育料は無料です。

- ◆ 保育料に関する御不明点は、お住まいの地域の区役所・支所子どもはぐくみ室子育て推進担当までお問合せいただくか、京都市のホームページ（「京都市 保育料」で検索）を御確認ください。